

事業名	事業内容
助成事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町の負担すべき年会費等の助成（愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財団法人地域活性化センター年会費</li> <li>● 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易センター運営負担金</li> <li>● 松山空港利用促進協議会負担金</li> </ul> </li> <li>2 市町の振興に伴うイベント等開催に係る助成</li> <li>3 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）の受講に係る助成</li> <li>4 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）の受講に係る助成</li> <li>5 情報セキュリティ監査促進事業に係る助成</li> <li>6 関係団体研修事業等に係る助成</li> <li>7 愛媛県市町連携事業に係る助成</li> <li>8 森林受託管理事業に係る助成</li> <li>9 市町職員研修事業に係る助成（愛媛県研修所）</li> <li>10 えひめ移住交流促進協議会負担金に係る助成</li> <li>11 地域医療学講座設置運営費助成</li> </ol>
調査研究及び資料配布	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町の政策課題に係る諸問題の調査研究を行う。</li> <li>2 市町振興に資する地域づくり情報誌「舞たうん」及び「えひめイベントBOX」の編集発行に関する委託を行う。</li> <li>3 地方公会計改革基準研究会開催に伴う支援を行う。</li> <li>4 市町職員を対象とした各種研修会（英会話研修会、管理職員研修会）を開催する。</li> <li>5 県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」を編集発行する。</li> <li>6 図書、資料の配付を行う。 「地方財政要覧」、「市町財政」、「公共施設状況調」、「市町村別決算状況調」等</li> </ol>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町への災害見舞金の支給 風水害、火災、地震、その他（高潮、豪雪等）による災害で、「災害救助法」の適用を受けた市町に対する臨時交付金を（財）全国市町村振興協会から受け入れ、当該市町へ災害見舞金を支給する。</li> </ul>

### 平成23年度市町村振興宝くじ発売概要

	サマージャンボ	オータムジャンボ
発売期間	7月11日（月）～7月29日（金）	9月26日（月）～10月14日（金）
抽選日	8月9日（火）	10月21日（金）
発売額	サマー 780億円（前年度比210億減額） 1,000万 240億円（前年度比60億増額）	390億円（前年度同額）

# 平成23年度事業のあらまし

## 財団法人愛媛県市町振興協会

市町村振興宝くじ（サマージャンボ・オータムジャンボ）の収益金及びその運用益により、市町の災害対策事業への支援、公共施設整備事業等への資金融資及び地方自治の発展に寄与することを目的とする人材育成のための研修、市町の健全な発展を図るための市町振興事業に対する助成等、次に掲げる事業を行う。

また、市町村振興宝くじ販売促進については、関係団体のご協力を得ながら努力してまいります。

事業名	事業内容
貸付事業	<b>貸付予定枠</b> 22億円 <b>貸付対象事業</b> 愛媛県知事の同意又は許可を得た平成23年度一般単独事業（一般事業及び合併特例事業等）とする。ただし、土木施設（排水施設を除く。）整備事業については、原則として対象としないものとする。
	<b>貸付条件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付利率：年3% （政府資金の貸付金利を基準とし、政府資金の貸付利息以下の率で理事長が定める。）</li> <li>● 償還方法：半年賦元金均等償還</li> <li>● 償還日：9月17日及び3月17日</li> <li>● 償還期間及び据置期間：12年うち据置期間2年以内</li> </ul>
	<hr style="border-top: 1px dotted #00aaff;"/>
交付金	<b>1 基金交付金</b> 予算額 262,425千円 サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金の財源及び前年度収益金の10%相当額を合わせて市町へ交付する。
	<b>2 市町交付金</b> 予算額 261,933千円 平成23年度オータムジャンボ宝くじ収益金を愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を財源として市町へ交付する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">           交付金の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、交付を受けた市町は、市町が必要とする当該事業に充当する。         </div>	